



島根県報

平成31年3月29日（金）

号外第38号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委規則】

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則	2
職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則	3
職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則	3
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	4
管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	4
職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	5

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則	5
------------------------	---

人 事 委 員 会 規 則

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 4 号

職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間に関する規則（平成元年島根県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項ただし書中「教育職員」の次に「（教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年島根県条例第42号）第 2 条に規定する教育職員をいう。以下同じ。））」を加える。

第 7 条第 2 項中「昭和31年島根県条例第36号」の次に「。以下「教育職員休日休暇条例」という。」を加える。

第 9 条中「条例第 7 条第 2 項に規定する勤務（以下「時間外勤務」という。））」を「時間外勤務（条例第 7 条第 2 項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。））」に改める。

第 9 条の 2 を第 9 条の 3 とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（時間外勤務等を命ずる時間及び月数の上限）

第 9 条の 2 任命権者は、職員に時間外勤務等（時間外勤務及び休日休暇条例第 2 条第 1 項又は教育職員休日休暇条例第 3 条第 1 項に規定する休日（休日休暇条例第 3 条第 1 項又は教育職員休日休暇条例第 4 条第 1 項の規定により代休日を指定された場合には、当該休日が変わる代休日）の正規の勤務時間内において命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、次に掲げる時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務等を命ずるものとする。

(1) 1 箇月において時間外勤務等を命ずる時間について45時間

(2) 1 年において時間外勤務等を命ずる時間について360時間

2 任命権者は、臨時的な特別の事情（一時的又は突発的な業務量の増加等の事情であって、労働基準法第36条第 5 項の規定により同条第 3 項の限度時間を超えて労働させることができる時間を定めることができることとされているものをいう。）により前項各号に規定する時間を超えて時間外勤務等を命ずる必要がある場合には、次に掲げる時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務等を命ずるものとする。

(1) 1 箇月において時間外勤務等を命ずる時間について100時間未満

(2) 1 年において時間外勤務等を命ずる時間について720時間

(3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の 1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び 5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務等を命ずる時間の 1 箇月当たりの平均時間について80時間

(4) 1 年のうち 1 箇月において45時間を超えて時間外勤務等を命ずる月数について 6 箇月

3 任命権者は、大規模な災害への対応その他の真にやむを得ない事由によって、臨時又は緊急の必要がある場合には、その必要の限度において第 1 項各号又は前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務等を命ずることができる。

4 任命権者は、前項の規定により、第 1 項各号又は第 2 項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務等を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務等を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務等を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る 1 年の末日の翌日から起算して 6 箇月以内に、当該時間外勤務等に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

5 条例第 4 条第 1 項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを別に定められている職員のうち任命権者が人事委員会と協議して別に定めるものに対する前各項の規定の適用については、第 1 項各号列記以外の部分中「時間外勤務等（時間外勤務及び休日休暇条例第 2 条第 1 項又は教育職員休日休暇条例第 3 条第 1 項に規定する休日（休日休暇条例第 3 条第 1 項又は教育職員休日休暇条例第 4 条第 1 項の規定により代休日を指定された場合には、当該休日が変わる代休日）

の正規の勤務時間内において命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。)とあるのは「時間外勤務」と、「必要最小限の時間外勤務等」とあるのは「必要最小限の時間外勤務」と、同項各号及び第2項から前項までの規定中「時間外勤務等」とあるのは「時間外勤務」とする。

- 6 前各項に定めるもののほか、職員に時間外勤務等を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が定める。
- 7 前各項の規定は、教育職員には適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日から平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間に関する規則第9条の2第2項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第3号中「5箇月の期間」とあるのは、「5箇月の期間(平成31年4月以後の期間に限る。)」とする。

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第5号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則(平成20年島根県人事委員会規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の職員の自己啓発等休業に関する規則第2条に規定する大学院の課程には、学校教育法の一部を改正する法律(平成29年法律第41号)による改正前の学校教育法(以下「旧学校教育法」という。)第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第97条に規定する大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第6号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第3知事の事務部局の部職名の欄中「参事」を「参事」に、「統括保健指導監」を「統括保健指導監」に、「大阪事務所部長」を「大阪事務所副所長」に、「高等技術校教頭」を「高等技術校教頭」に改める。
「スポーツ振興監」を「スポーツ振興監」に、「統括保健指導監」を「統括保健指導監」に改める。
同 副校長

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 7 号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年島根県人事委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（平成32年 1 月 1 日に行われる昇給に関する特例）

12 平成32年 1 月 1 日に行われる条例第 4 条第 5 項の規定による昇給については、第27条中「昇給日前 1 年間」とあるのは、「昇給日前 1 年以内で任命権者が定める期間」とする。

13 前項に規定する昇給に関する勤務日数の算定を行う場合の勤務を要する期間については、第29条第 2 項第 1 号中「期間。次号において」とあるのは、「期間」又は平成31年 1 月 1 日（同日後に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）から同年12月31日までの期間（次号においてこれらの期間を）」とする。

別表第 9 備考に次のように加える。

3 人事委員会の定める者に対する本表の適用については、当分の間、職務の級 2 級欄に掲げる必要経年数は、「高校卒業程度」にあつては、1 年とする。

4 人事委員会の定める者に対する本表の適用については、当分の間、職務の級 3 級欄に掲げる必要経年数は、「高校卒業程度」にあつては、4 年とする。

5 人事委員会の定める者に対する本表の適用については、当分の間、職務の級 4 級欄に掲げる必要経年数は、「高校卒業程度」にあつては、8.75年とする。

別表第18備考 5 中(12)を(13)とし、(11)の次に次のように加える。

(12) 臨床心理士及び公認心理師としての業務に従事する職

別表第19備考に次のように加える。

3 警察官再採用選考試験の結果に基づいて職員となった者の初任給の号給は、別に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則に見出し及び 2 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月29日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 8 号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の部本庁の項中「参事」を「参事 スポーツ振興監」に改め、「庶務担当並びに」の次に「秘書課、」を加え、「秘書課秘書スタッフ」を「秘書課秘書グループ」に改め、同部隠岐支庁の項中「統括調整監」を「統括調整監

調整監（島前地域危機管理スタッフに限る。）」に改め、同部県民センターの項中「総務課長 観光振興課長」を「総務課長」に改め、同部大阪事務所の項中「部長」を「副所長 調整監（名古屋地域スタッフに限る。）」に改め、同部産業技術センターの項中「総務調整課長」を「総務課長」に改め、同部高等技術校の項中「教頭」を「教頭 副校長」に改め、同表教育委員会事務局部局等の部本庁の項中「服務担当の」の次に「調整監、」を加え、同部教育事務所の項中「総務課長」を「総務課長 学校教育スタッフの人事又は服務担当の企画幹」に改める。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会規則第 9 号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和63年島根県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (9) 家庭動物等の飼育及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）第 5 の 6 に規定する不妊去勢手術
第26条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項を第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

条例第39条第 2 項に規定する人事委員会規則で定める作業は、第11条第 1 項第 9 号に定める作業とする。

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成31年 3 月 29 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 1 号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号）の一部を次のように改正する。

課長	課長
政策企画監	政策企画監
管理監	管理監
室長	室長
センター長	センター長
管理所長	管理所長
上席調整監	上席調整監
政策調整監	政策調整監
統括指導監査監	統括指導監査監
指導監査監	指導監査監

別表の1の表知事の事務部局の部本庁の項中

統括保健指導監	を	統括保健指導監	に、
統括団体検査監		統括団体検査監	
団体検査監		団体検査監	
統括林業普及員		統括林業普及員	
統括技術専門監		統括技術専門監	
技術専門監		上席技術専門監	
建築指導監		技術専門監	
統括出納監察監		建築指導監	
上席出納監察監		統括出納監察監	
出納監察監		上席出納監察監	
副センター長		出納監察監	
防災危機対策監		副センター長	
		防災危機対策監	

「次長
出納局長
参事」を「次長
出納局長
参事
スポーツ振興監」に改め、同部大阪事務所の項6級の欄中「部長」を「副所長」に改め、同

部高等技術校の項6級の欄中「上席調整監」を「副校長」に改め、別表の5の表知事の事務部局の部保健環境科学研究所の項中「所長」を「所長
部長」に改め、別表の6の表知事の事務部局の部保健環境科学研究所の項

中「部長」を「課長
部長」に改める。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。